

概要書面

本書面は、当社が登録会員に対し提供するサービスの内容及び当社と登録会員の間の契約関係の概要を示すものです。お客様自身でも、本書面及び契約書、各種パンフレット等を必ずご確認いただきてから署名・捺印して下さい。

本書面記載の各項目その他サービスの特徴等につき説明を受け、十分理解いたしました。
パンフレット・個人情報保護規定も確認しました。

入会申込者	年 月 日
氏名	印

本書面記載の各項目、その他サービスにつき十分説明いたしました。

担当者	年 月 日
氏名	印

1.役務提供事業者(当社概要)

名称	
住所	
代表者名	印
担当者名	
電話	

2.お客様ご相談窓口

個人情報取扱いに関することを含むご相談窓口は以下の通りです。

一般社団法人結婚相談業サポート協会

⑨ 東京都新宿区新宿5丁目18-20

⑩ 03-6403-7579

3.当社の供するサービス

(1)サービスの種類

当社の提供するサービスは、結婚を希望する者への異性の紹介及びこれに付随関連するサービスです。

(2)サービスの提供内容は、下記の通りです。尚、お見合い・ご交際・ご結婚を保証するものではありません。

- ①会員情報登録事務 ②お見合いセッティング ③検索システム提供等
④ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート ⑤その他上記に付随関連するサービス

(3)費用

入会申込コース(コース)					
①入会金							
②登録料							
③活動サポート費							
④月会費(× ケ月分)							
⑤お見合い料							
⑥成婚料							
⑦更新料							
その他：							

入会時費用支払額(初期費用合計)

①～③及び④								
(税込)								

①入会金：入会時に必要となる各種事務手続費用です。

②登録料：プロフィールアルバムやJBA・BIU・良縁会・ノッツエ・()・
()提携サイトコネクトシップの内契約されたお見合いシステムへの登録、
その他登録に要する料金です。

③活動サポート費：登録情報・データベース管理、ご交際・ご成婚に向けた活動へのサポート
を受けるのに要する料金です。

④月会費：会員として活動するための料金です。交際中も必要とします。

⑤お見合い料：お見合い1回につき要する料金です。

⑥成婚料：成婚に至ったときにお支払いしていただく料金です。なお、結婚、婚約またはそれ
らと同等の成果(「結婚の口約束」「交際期間が()ヶ月を経過した場合」など)は「成婚」と
みなします。(以下同様)また「成婚」における相手とは、当社会員に限らず当社紹介に
かかる他社会員等を含むものとします。

⑦更新料：契約期間が終了し更新する時に必要な費用です。

⑧上記以外の料金は、別枠に記載の通りです。

(4)支払い時期及び方法

①入会時費用は、原則一括払いとし、入会時に本契約書面を取り交わした日より____日
以内に(□現金・□振込・□クレジットカード)にて支払うものとします。入金時費用を
分割で支払う場合は、初月_____円とし、以降は、月々_____円、支払回数
____回にて(□現金・□振込・□口座振替・□クレジットカード)により支払うものと
します。

②月会費は、毎月____日に(□現金・□振込・□口座振替・□クレジットカード)にて
支払うものとします。それ以外は都度、当社指定の方法にて支払うものとします。
又、休会・退会の月会費は、2ヶ月前に申し出ることとします。

(5)サービス提供期間等

①サービスの提供期間

サービス提供期間は、入会契約日から____ヶ月となります。尚、契約更新、休会及び退会
は別紙で定める通りとします。

②サービス提供開始日と終了日

開始日は、入会契約日とします。終了日は、クーリング・オフ、中途解約時、成婚退会時、
会員期間が満了し更新を行わなかった時、又は結婚相手紹介サービス入会の契約書第
13条第1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる時とします。

4.クーリング・オフ

① 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込の契約書を受領した日から8日間を経過
するまでは、書面または電磁的記録により会員登録に関する契約の解除(クーリン
グ・オフ)ができます

② 会員は、当社若しくはその役職員が①に定める事項について故意に事実を告げず
又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫
したことにより困惑し、そのために①の解除を行わなかった場合、当社から①に定
める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面または
電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。

③ ①の解除は、その解除を行う旨の書面若しくは電磁的記録を発したときにその効
力を生じます。

④ ①の解除があった場合において、当社はその解除をした会員に対し、その解除に
伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。

⑤ ①の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は
その解除をした会員に対して、サービス料その他の金銭の支払いを請求することは
できません。

5.中途解約

(1)会員は、契約書を受領した日から8日を経過した後(当社若しくはその役職員が前条に
定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又
は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのためにクーリング・オフを
行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日
を経過した後)においては、書面により将来に向かって会員登録に関する契約の解除(中
途解約)ができます。

(2)当社は、前項の規定により会員登録に明する契約が解除されたときは、その解除をした
会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができ
ません。

①その解除がサービス提供開始後である場合 次の合計額

- ・提供されたサービスの対価に相当する額
- ・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額

②その解除がサービス提供開始前である場合 3万円

6. 中途解約時の返金

- (1)中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、日割計算は行いません。
- (2)成婚退会時は、活動サポートの役務提供が完了している為、残期間の有無に係らず、当社は、活動サポート費を受領している場合でも活動サポート費の返金は行いません。活動サポート費分割払いの場合は、会員は、残額を支払うものとします。

7. 保全措置

当社は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。

8. 登録抹消時の返金

結婚相手紹介サービス入会の契約書第13条第1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる場合は、受領金の返金はしません。

9. 契約更新(自動更新)

- (1)契約終了の1ヶ月前に申し出がない場合は、同条件にて自動的に更新となります。尚、交際中に更新の場合は、同条件にて自動更新となり以降も同様とします。
- (2)双方より契約終了の1ヶ月前より申し出がある場合は、契約終了又は再登録にて新たな契約として更新していただく事になります。
- ※(2)に○印がない場合は(1)に該当させていただきます。

10. 抗弁権の接続

クレジット等割賦販売利用の場合には、割賦販売法に基づき一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社又はクレジットカード会社に対抗することができます。

11. 休会及び退会

休会及び退会については、お申し出から_____後の末日よりの手続きとなります。

12. 効力の可分性

契約書の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

13. 個人情報の取扱い

個人情報取扱いに関する事項は契約書第14条、第15条に記載の通りです。又、個人情報保護規定に記載していますのでご確認下さい。



1. サービス提供事業者の氏名(名称)、住所、電話番号を表示しています。

- ・ 提供するサービスの説明をしています。
- ・ サービスの期間を表示しています。
- ・ サービスの名称と料金、及びその内容を表示しています。
- ・ サービスの料金の支払い時期と方法を表示しています。
- ・ 入会時費用と提供するサービス期間の費用の概算を説明しています。

2. クーリング・オフまたは中途解約を希望する場合の具体的方法及び連絡先、顧客相談窓口の連絡先を表示しています。

3. 提供サービスの方法について

お客様の具体的な活動方法を説明しています。

4. クーリング・オフについて説明しています。

- ・ 契約書面を契約者が受領した日から数えて8日間以内であれば、無条件に契約の解除ができます。
- ・ 事業者がクーリング・オフについて不実告知または、威迫したことで契約者が誤認又は困惑してクーリング・オフしなかった場合は上記期間を経過していくも改めてクーリング・オフが出来る旨の書面を事業者が交付し、契約者は受領した日から8日間以内にはクーリング・オフができます。
- ・ クーリング・オフがなされた場合は、既にサービスが開始している場合を含め、既に受領されている金銭については、速やかに全額返金します。

5. 中途解約について説明します。

- ・ クーリング・オフ期間を経過した後であっても、理由の如何を問わず将来に向かって契約の解除ができます。
- ・ 中途解約の掲示賠償の額の上限は、契約の解除がサービス提供開始前である場合は3万円を超えない金額であり、契約の解除がサービス提供開始後である場合は「既に提供されたサービスの対価に相当する額」+「2万円または契約残高の20%のいずれか低い額」です。
- ・ 「既に提供されたサービスの対価に相当する額」を算定するにあたって、既にサービスを提供したかどうかの判断は社会通念上相当なものであることとし、また、月会費等もしくは月額費等に相当すると、認められる前受け費用について、サービスの未経過月数分は全額返金します。

6. 中途解約時にお客様が負担する金額について説明しています。

7. 前受金の保全措置について説明しています。

8. 登録抹消時の返金について説明しています。

9. 契約の更新について説明しています。

10. 割賦販売法の基づく抗弁権について説明しています。

支払方法がクレジットカードの場合、割賦販売法に基づく一定の要件のもとでサービス提供事業者に対して生じている事由をもって、クレジット会社に支払いの停止の抗弁を主張することができます。

11. 休会及び退会については、別紙で定める通り、所定の手続きに従って行います。

12. 効力の可分性、契約書の条項の一部に無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。



<お客様より取得した個人情報は以下のように利用します>

1. 個人情報とは、お客様の氏名・住所・電話番号・写真等、特定の個人を識別する事が可能な全ての情報を言います。

2. JBA並びに協会の提携団体 BIU、良縁会、ノッツエ、()に加入の相談事業所、提携サイトコネクトシップ(以下相談所という)では、提携団体及び提携会社との会員のデーターの共同使用を行います。ただし、会員の基本的人権を侵害するような個人情報取得を行いません。又、次に掲げる特定の機微な情報は原則として取り扱いません。なお、お客様ご本人の同意があれば、この限りではありません。

- (1) 思想・信条および宗教
- (2) 人種および民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 病歴等の医療情報
- (5) 本籍地の都道府県以下

3. 協会並びに相談所の個人情報の取得と利用目的

- (1) お客様から電話やメールその他の方法で問い合わせ・相談・資料請求等を頂いた場合、お客様から取得した個人情報は、問い合わせやご相談にお答えするため並びに資料送付や相談所のサービスをお知らせするために使用致します。
- (2) 会員契約締結時の「独身証明書」「住民票」その他の公的書類の取得は、本人確認や、頂いた個人情報の公的証明に使用致します。入会登録されたお客様を以下会員と言います。
- (3) 自紹介書にご申告頂いた個人情報は以下の通り使用致します。

①「プロフィールカード」に編集し発行します。
「プロフィールカード」とは、JBAおおいてネット・BIUネットクラブ・良縁会・コネクトシップ・ノッツエ・()・()いずれもインターネットを利用しての情報提供システムや印刷物の会員情報を言います。

「プロフィールカード」は
＊お見合い相手を選ぶのに必要な範囲の情報のみ掲載します。
＊事務局や相談所選びに会員の自宅や入会希望者に閲覧されることがあります。
＊お見合い相手を選ぶ時、お見合いの申し込みをする時・受ける時に使用致します。

②お見合いが成立した時苗字を、交際にに入った時フルネームと電話番号を、交際に中でお互いが本身上書の交換を希望した時、入会申込身上書記載の内容や追加聴取の内容を交換致します。

③パーティー参加時の名簿等に掲載致します。
④メールアドレスは、相談所から会員への連絡、事務局から会員への情報配信を使用します。

4. 個人情報の取扱い

(1) 相談所は、代表者を個人情報保護管理者とし、協会が定める「個人情報保護方針」や「個人情報保護法」を遵守すると共に、会員の個人情報を厳重に管理し、従業者、委託先も含め、その保護監督を徹底します。

(2) 入会希望者による「プロフィールカード」閲覧の場合を除き、個人を特定できるような情報は第三者に開示しません。

(3) 「プロフィールカード」からの印刷物を会員にお渡しする場合には、印刷物の内容・数量・貸与の期間並びに第三者に開示しない旨の誓約書を提出して頂きます。

(4) 事務局並びに相談所では、各種サービスの提供を円滑に行うため、会員の個人情報を事務局並びに相談所で共同利用致します。共同利用する個人情報は以下の通りです。

①会員情報◎プロフィールカード記載の項目
顔写真・住居エリア・職業・年収・最終学歴・身長・体重・趣味・資格・家族構成等(この中には、ご本人より提供頂く任意の情報も含みます)。

②各相談所の情報◎相談所名称・代表者氏名・住所・電話番号・メールアドレス

(5) 自紹介書の記載事項については、会員自身にご記入いただき、後日会員より開示や訂正、削除の要請があった場合には、相談所は速やかに応じるものとします。

(6) 会員から提出頂いた書類等については(□返却・弊社にて□破壊)します。
なお、インターネット上のデータは直ちに削除します。